



緊急時における殿山ダムの有効活用に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、緊急時における殿山ダムの有効活用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常洪水時等の緊急時に、甲が乙の管理する殿山ダムを暫定的に有効活用（以下「ダム活用」という。）するための基本的な事項を定め、ダム下流域の洪水被害の軽減を図ることを目的とする。

（実施内容）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき、可能な限りダム活用に協力するものとする。ただし、殿山ダム既存施設の機能的な制約又はその他の制約により、甲の要請に応じることができない場合は、この限りでない。

2 前項の甲の要請の判断基準や要請内容等については、別途、甲と乙で協議して定めるものとする。

（実施責任）

第3条 この協定に基づくダム活用についての、関係機関への周知及び実施に伴う第三者からの問い合わせ等への一切の対応は、甲が責任をもって行うものとする。

- 2 ダム活用に先立ち、予め乙の施設及び設備の保全等のための対策をとる必要が生じる場合は、甲と乙で協議の上、その費用の負担割合を定めるものとする。
- 3 ダム活用により、乙に瑕疵がなく乙の施設及び設備に損傷が生じた場合は、甲の負担で修繕するものとする。
- 4 ダム活用の実施により、第三者に放流を原因とする被害が生じた場合は、乙に重大な過失がある場合や第三者に責任があるときを除き、甲がその責任を負うものとする。

（機能回復に係る費用負担）

第4条 この協定に基づくダム活用により発電機能が著しく低下し、乙が機能回復のための措置を講じた場合において、甲にその責任があるものとして乙から甲へ費用負担の申し出があったときは、甲と乙で協議するものとする。

(治水対策)

第5条 甲は、殿山ダム下流域の洪水被害軽減のため、日置川の河川改修に努めるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、殿山ダムの現在の水利権の許可期間が満了するまでとする。ただし、甲乙双方の異議がない場合は、次の水利権の許可期間が満了する時まで自動的に更新するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 24年 5月 29日

甲 和歌山県知事 仁坂 吉伸



乙 関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

